



金沢市公報

第2989号

令和元年(2019年)11月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次

ページ

● 告 示

○ 物品購入等に係る一般競争入札又は指名競争

入札に参加する者に必要な資格等について

(監理課) 1

○ 役務等に係る一般競争入札又は指名競争入札

に参加する者に必要な資格等について

(〃) 3

○ 生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のた

めの医療を担当させる機関の指定について

(生活支援課) 7

○ 生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の

事業の廃止について (〃) 8

○ 生活保護法等の規定に基づく指定介護機関の

廃止について (〃) 8

○ 生活保護法等の規定に基づき指定を受けた施

術を担当させる機関の廃止について

(〃) 8

○ 介護保険法の規定による事業者の指定につい

て (3件) (介護保険課) 9

○ 介護保険法の規定による事業の廃止について

(3件) (〃) 10

○ 介護保険法の規定による施設の開設の許可に

ついて (〃) 11

○ 旧介護保険法の規定による指定の辞退につい

て (〃) 11

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支

援するための法律の規定による事業の廃止に

ついて (障害福祉課) 11

○ 児童福祉法の規定による医療機関の指定につ

いて (地域保健課) 12

○ 市道の区域の変更について (道路管理課) 12

● 公 告

○ 自動車臨時運行許可番号標の失効について

(市民課) 12

● 監査公表

○ 監査公表(第5号) (監査事務局) 13

● 農業委員会告示

○ 令和元年第11回金沢市農業委員会総会の招集

について (農業委員会事務局) 15

告 示

● 金沢市告示第184号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、金沢市が発注する物品の購入又は売払い等の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項及び資格審査の時期、申請の方法等について、同令第167条の5第2項(同令第167条の11第3項において準用する場合を含む。)並びに金沢市契約規則(平成15年規則第1号)第2条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、令和2年4月1日以後に締結する契約に係る競争入札に参加しようとする者について適用します。

なお、平成29年告示第351号(物品購入等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)は、廃止します。

令和元年11月21日

金沢市長 山野之義

第1 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加することができる者は、第2に規定する要件に該当する者で、市長の行う審査により競争入札に参加するために必要な資格(以下「入札参加資格」という。)を有すると決定されたものとします。

第2 入札参加資格の審査に係る申請ができる者

入札参加資格の審査に係る申請ができる者は、次の(1)から(3)までの全てに該当する者とします。

(1) 次のア及びイのいずれにも該当しない者

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者

- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、期間を定めて競争入札に参加させないとされた者のうち、当該期間を経過しない者
- (2) 第4に規定する資格審査申請書の提出日までに納期限の到来した市税及び提出日の1か月前までに納期限の到来した国税（所得税又は法人税及び消費税等をいう。以下同じ。）を完納している者
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が經營に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

第3 入札参加資格の審査事項

- 1 入札参加資格の審査は、次に掲げる事項について行うものとします。
 - (1) 本店の所在地
 - (2) 本市内に本店を有する者にあっては、客観的事項及び主観的事項
- 2 客観的事項は、次に掲げる審査項目によるものとし、その審査基準は、別に定めます。
 - (1) 営業年数
 - (2) 年間平均販売高
 - (3) 自己資本額
 - (4) 自己資本比率
 - (5) 流動比率
 - (6) 従業員数
- 3 主観的事項は、次に掲げる審査項目によるものとし、その審査基準は、別に定めます。
 - (1) 指名停止状況
 - (2) ISO及びエコアクション21の取得状況
 - (3) 本市との防災協定の締結状況及びかなざわ災害時等協力事業所の登録状況
 - (4) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条に規定する一般事業主行動計画の届出状況及び同法第13条に規定する基準適合一般事業主認定状況
 - (5) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条に規定する一般事業主行動計画の届出状況及び同法第9条に規定する基準適合一般事業主認定状況
 - (6) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に規定する障害者の雇用状況
 - (7) 金沢市消防団協力事業所の認定状況

第4 入札参加資格の審査の申請

- 1 入札参加資格の審査を受けようとする者は、令和2年1月7日から同月24日までに資格審査申請書を市長に提出してください。
- 2 やむを得ない理由により1に定める期間内に資格審査申請書を提出することができなかつたと市長が認める者については、1の規定にかかわらず、隨時資格審査申請書を提出することができます。
- 3 入札参加資格の審査に係る審査基準日は、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるところによります。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その都度市長が定める日とします。
 - (1) 客観的事項 令和元年10月1日の直前の営業年度の終了の日
 - (2) 主観的事項 令和元年12月31日
- 4 資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付してください。

書類番号	添付書類	摘要		要
1	営業品目調書			
2	物品納入実績調書			
3	国税に係る納税証明書	法人	法人税、消費税及び地方消費税	
		個人	所得税、消費税及び地方消費税	
4	商業登記簿謄本	法人に限る。		
5	身分証明書	個人に限る。		
6	財務諸表	法人	貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書 (本市内に本店を有する者に限る。)	
		個人	所得税確定申告時の貸借対照表及び損益計算書又は収支内訳書 (本市内に本店を有する者に限る。)	
7	暴力団排除に関する誓約書兼 照会承諾書			
8	本店に関する誓約書	本市内に本店を有する者に限る。		
9	役員の兼務及び資本関係調書			
10	業務に係る許可、認可、登録、 届出等を証する書面の写し	当該業務を行うに当たり許可等が必要な場合に限る。		
11	委任状	競争入札、契約、請求等の権限を代理人に委任する場合に限る。		
12	金沢市入札参加申請登録票			

※ 本市外に本店を有する個人にあっては、所得税確定申告書の写し等の本店の所在地が分かるものを提出してください。

第5 入札参加資格の決定の通知及び有効期間

- 1 市長は、入札参加資格を有する者の決定をしたときは、入札参加資格者名簿にその氏名等を登載するとともに、その旨を資格決定通知書により申請をした者に通知します。
- 2 入札参加資格の有効期間は、2会計年度とします。ただし、第4の2の規定に該当する者については、市長が別に定める期間とします。

第6 入札参加資格の取消し

- 入札参加資格を有する者が次の(1)又は(2)のいずれかに該当するに至った場合は、当該資格を取り消します。
- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当したとき。
 - (2) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

第7 経過措置

- 1 廃止前の平成29年告示第351号の規定に基づき決定を受けた入札参加資格については、その有効期間が満了するまでの間は、なお効力を有することとします。
- 2 1に定めるもののほか、この告示の施行に伴い必要な経過措置は、市長が別に定めることとします。

●金沢市告示第185号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、金沢市が発注する役務等（コンサルタント業務、建物管理業務、樹木等管理業務、賃貸借業務及びその他委託業務をいう。）の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項及び資格審査の申請の時期、方法等について、同令第167条の5第2項（同令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）並びに金沢市契約規則（平成15年規則第1号）第2条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、令和2年4月1日以後に締結する契約に係る競争入札に参加しようとする者について適用します。

なお、平成29年告示第352号（役務等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）は、廃止します。

令和元年11月21日

金沢市長 山野之義

第1 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加することができる者は、第2に規定する要件に該当する者で、市長の行う審査により競争入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると決定されたものとします。

第2 入札参加資格の審査に係る申請ができる者

入札参加資格の審査に係る申請ができる者は、次の(1)から(4)までの全てに該当する者とします。

- (1) 次の表の左欄に掲げる業務の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める者（右欄に記載のないものについては、それぞれ同表の左欄に掲げる業務を行うことができる者を右欄に定める者とします。）

業務の種類		者
(1) コンサルタント業務	ア 測量業務	測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けている者
	イ 建築（設備）コンサルタント業務	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けている者
	ウ 土木コンサルタント業務	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けている者
	エ 地質調査業務	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定による登録を受けている者
	オ 補償コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の規定による登録を受けている者
(2) 建物管理業務	ア 清掃等業務	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定による当該事業に係る登録を受けている者
	清掃業務	
	空気環境測定業務	
	貯水槽清掃業務	
	ねずみ等防除業務	
	イ 净化槽清掃等業務	净化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定による金沢市長の净化槽清掃業の許可を受け、かつ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定による金沢市長の净化槽汚泥の収集及び運搬に係る一般廃棄物処理業の許可を受けている者
	净化槽保守点検業務	金沢市净化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第2条第1項の規定による金沢市長の净化槽保守点検業者の登録を受けている者
ウ 警備業務	機械警備業務	警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による警備業の認定を受け、かつ、同法第40条の規定により石川県公安委員会に機械警備業の届出書を提出した者
	その他警備業務	警備業法第4条の規定による警備業の認定を受けている者。ただし、同法第9条の規定による届出を必要とする者にあっては、石川県公安委員会に届出書を提出した者
エ 設備運転監視業務		
オ 設備保守点検業務	消防設備保守点検業務	消防法（昭和23年法律第186号）第17条の7の規定による消防設備士免状の交付を受けている者若しくは消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第31条の6第6項に規定する消防設備点検資格者又は消防設備士免状の交付を受けている者若しくは消防設備点検資格者を有する者
	電気設備保守点検業務（高圧）	電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条の2及び平成15年経済産業省告示第249号の要件に該当する者

	電気設備保守点検業務（低圧）	
	空調設備保守点検業務	
	ボイラー設備保守点検業務	ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第35条の規定によるボイラー整備士又はボイラー整備士を有する者
	エレベーター設備保守点検業務	建築土法（昭和25年法律第202号）第2条第2項の規定による一級建築士、同条第3項の規定による二級建築士若しくは建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の5第2項に規定する昇降機等検査員資格者証の交付を受けている者又は一級建築士、二級建築士若しくは昇降機等検査員資格者証の交付を受けている者を有する者
	自動ドア設備保守点検業務	
	カ その他建物管理業務	業務の種類に応じて市長が別に定める者
(3) 樹木等管理業務		
(4) 賃貸借業務		
(5) その他委託業務	ア 情報システム開発業務	
	イ 労働者派遣業務	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条第1項の規定による労働者派遣事業の許可を受けている者
	ウ ホームページ作成業務	
	エ データ入力業務	
	オ 会場設営業務	
	カ 印刷業務	
	キ マイクロフィルム撮影業務	
	ク 各種コンサルタント業務	地域計画等コンサルタント業務を行う者
ケ その他業務	業務の種類に応じて市長が別に定める者	

(2) 次のア及びイのいずれにも該当しない者

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、期間を定めて競争入札に参加させないとされた者のうち、当該期間を経過しない者

(3) 第4に規定する資格審査申請書の提出日までに納期限の到来した市税及び提出日の1か月前までに納期限の到来した国税（所得税又は法人税及び消費税等をいう。以下同じ。）を完納している者

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

第3 入札参加資格の審査事項

1 入札参加資格の審査は、次に掲げる事項について行うものとします。

- (1) 本店の所在地
- (2) 本市内に本店を有する者にあっては、客観的事項及び主觀的事項
- (3) 本市外に本店を有する者にあっては、客観的事項

2 客観的事項は、次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める審査項目によるものとし、その審査基準は、別に定めます。

- (1) 第2の(1)の表の(1)に規定する者 建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領（昭和45年建設省厚第50号）に規定する事項

- (2) 第2の(1)の表の(2)、(4)及び(5)に規定する者のうち、本市内に本店を有する者 次に掲げる審査項目

- ア 営業年数
- イ 完成業務高
- ウ 自己資本額
- エ 自己資本比率
- オ 流動比率
- カ 従業員数

- (3) 第2の(1)の表の(2)、(4)及び(5)に規定する者のうち、本市外に本店を有する者 完成業務高

- (4) 第2の(1)の表の(3)に規定する者 次に掲げる審査項目

- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項に規定する総合評定値
- イ 樹木等管理業務に係る完成業務高

3 主観的事項は、次に掲げる審査項目によるものとし、その審査基準は、別に定めます。

- (1) 業務成績評点
- (2) 指名停止状況
- (3) 優良業務の表彰実績
- (4) ISO及びエコアクション21の取得状況
- (5) 本市との防災協定の締結状況及びかなざわ災害時等協力事業所の登録状況
- (6) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条に規定する一般事業主行動計画の届出状況及び同法第13条に規定する基準適合一般事業主の認定状況
- (7) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条に規定する一般事業主行動計画の届出状況及び同法第9条に規定する基準適合一般事業主の認定状況
- (8) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に規定する障害者の雇用状況
- (9) 金沢市消防団協力事業所の認定状況

第4 入札参加資格の審査の申請

1 入札参加資格の審査を受けようとする者は、令和2年1月7日から同月24日までに資格審査申請書を市長に提出してください。

2 やむを得ない理由により1に定める期間内に資格審査申請書を提出することができなかつたと市長が認める者については、1の規定にかかわらず、随時資格審査申請書を提出することができます。

3 入札参加資格の審査に係る審査基準日は、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるところによります。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その都度市長が定める日とします。

- (1) 客観的事項 令和元年10月1日の直前の営業年度の終了の日
- (2) 主観的事項 令和元年12月31日

4 資格審査申請書には、次の区分により書類を添付してください。

- (1) 第2の(1)の表に規定する者（共通）

書類番号	添付書類	摘要
1	使用印鑑届・委任状	委任状は、競争入札、契約、請求等の権限を代理人に委任する場合に限る。
2	暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書	

3	国税に係る納税証明書	法人 個人	法人税、消費税及び地方消費税 所得税、消費税及び地方消費税
4	本店に関する誓約書		本市内に本店を有する者に限る。
5	営業所一覧表		本市内に本店のみを有する者にあっては、提出を省略することができる。
6	商業登記簿謄本		法人に限る。
7	営業経歴書、身分証明書		個人に限る。
8	財務諸表	法人 個人	貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書 (本市内に本店を有する者又は第2の(1)の表の(1)に規定する者に限る。) 所得税確定申告時の貸借対照表及び損益計算書又は収支内訳書 (本市内に本店を有する者又は第2の(1)の表の(1)に規定する者に限る。)
9	業務に係る許可、認可、登録、届出等を証する書面の写し		当該業務を行うに当たり許可等が必要な場合に限る。
10	業務実績調査書		
11	総括表		
12	主觀的事項に関する調査票		本市内に本店を有する者に限る。
13	役員の兼務及び資本関係調査書		法人に限る。
14	金沢市入札参加申請登録票		

(2) 第2の(1)の表の(1)に規定する者

- ア 技術職員名簿等
イ 希望業務調査票

(3) 第2の(1)の表の(2)に規定する者

- ア 技術職員名簿等

(4) 第2の(1)の表の(3)に規定する者

- ア 総合評定値通知書（国土交通大臣又は都道府県知事に対して総合評定値の通知の申請を行っていない者にあっては、提出は不要とします。）

(5) 第2の(1)の表の(4)及び(5)に規定する者

- ア 取扱調査票

第5 入札参加資格の決定の通知及び有効期間

- 1 市長は、入札参加資格を有する者の決定をしたときは、入札参加資格者名簿にその氏名等を登載するとともに、その旨を資格決定通知書により申請をした者に通知します。
- 2 入札参加資格の有効期間は、2会計年度とします。ただし、第4の2の規定に該当する者については、市長が別に定める期間とします。

第6 入札参加資格の取消し

- 入札参加資格を有する者が次の(1)から(3)までのいずれかに該当するに至った場合は、当該資格を取り消します。
- (1) 第2の(1)の規定に該当しないこととなったとき。
(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当したとき。
(3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

第7 経過措置

- 1 廃止前の平成29年告示第352号の規定に基づき決定を受けた入札参加資格については、その有効期間が満了するまでの間は、なお効力を有することとします。
- 2 1に定めるもののほか、この告示の施行に伴い必要な経過措置は、市長が別に定めることとします。

●金沢市告示第186号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦

金沢市公報

人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により次のとおり告示します。

令和元年11月21日

金沢市長 山野之義

訪問看護事業者		訪問看護ステーション		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社R a d i x	金沢市泉1丁目7番3 -2号	訪問看護ステーション F L O S	金沢市小坂町西8番 地44	令和元年8月1日
メディカル・スタッフ ・サービス株式会社	金沢市高尾台1丁目84 番地	訪問看護ルナ・ステー ション	金沢市高尾台1丁目 84番地	令和元年10月3日

●金沢市告示第187号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示します。

令和元年11月21日

金沢市長 山野之義

名称	所在地	廃止年月日
木田医院	金沢市小立野5丁目6番14号	平成30年10月1日

●金沢市告示第188号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定介護機関から介護機関を廃止した旨の届出があつたので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示します。

令和元年11月21日

金沢市長 山野之義

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地		
1710119791	上荒屋クリニック 介護相談センター	金沢市上荒屋1 丁目79番地	公益社団法人石川 勤労者医療協会	金沢市京町20番 3号	令和元年 9月30日	居宅介護支援

●金沢市告示第189号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる機関を廃止した旨の届出があつたので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示します。

令和元年11月21日

金沢市長 山野之義

施術者	施術所		廃止年月日
	名称	所在地	
越村 直美	越村接骨院	金沢市小坂町中196番地1	令和元年9月30日

●金沢市告示第190号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示します。

令和元年11月21日

金沢市長 山野之義

介護保険事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770106456	ニチイケアセンター 田上	金沢市田上本町3丁目80番地1 TK7 E号室	株式会社ニチイ学館	令和元年10月1日	訪問介護
1770106464	ニチイケアセンター 横川	金沢市横川5丁目445番地 Y Sビル102号室			
1770106472	悠悠泉本町訪問介護 ステーション	金沢市泉本町4丁目20番地1	社会福祉法人寿福祉会	令和元年10月1日	訪問介護
	悠悠泉本町デイサービス				通所介護
1770106480	ヘルパーステーション味噌蔵	金沢市兼六元町15番33号住宅型有料老人ホーム味噌蔵3F	株式会社あんしんケアーズ・リハビリステーション24	令和元年10月1日	訪問介護
1770106498	デイサービスみらい ・太陽丘	金沢市太陽が丘3丁目1番1号	社会福祉法人中央福祉会	令和元年10月1日	通所介護

●金沢市告示第191号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文の規定により指定地域密着型サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示します。

令和元年11月21日

金沢市長 山野之義

介護保険事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1790101032	樹楽 ゆいの杜	金沢市堅田町甲87番地	株式会社インテグラル	令和元年10月1日	地域密着型通所介護

●金沢市告示第192号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示します。

令和元年11月21日

金沢市長 山野之義

介護保険事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770106472	悠悠泉本町ケアプラ ンセンター	金沢市泉本町4丁目20番地1	社会福祉法人寿福祉会	令和元年10月1日	居宅介護支援

●金沢市告示第193号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条第2号の規定により次のとおり告示します。

令和元年11月21日

金沢市長 山野之義

介護保険事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770102786	ヘルパーステーション コクエー	金沢市諸江町下丁216番地	有限会社コクエー	平成31年3月31日	訪問介護
1760191138	訪問看護ステーション こまくさ	金沢市疋田1丁目219番地eコート102号室	株式会社ピースアライアンス	平成31年4月30日	訪問看護
1760191179	訪問看護ステーション こまくさ	金沢市疋田1丁目219番地eコート102号室	株式会社グレイトル	平成31年4月30日	訪問看護
1770101945	特定非営利活動法人 サポート24	金沢市田上の里1丁目139番地	特定非営利活動法人サポート24	令和元年5月16日	訪問介護
1770100434	社会福祉法人千木福祉会 デイサービスセンター千木園	金沢市千木町ホ3番地1	社会福祉法人千木福祉会	令和元年5月31日	通所介護
1770105094	悠悠泉本町訪問介護ステーション	金沢市泉本町4丁目20番地1	医療法人社団輪生会	令和元年9月30日	訪問介護
	悠悠泉本町 デイサービス				通所介護

●金沢市告示第194号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により指定地域密着型サービス事業者から当該指定地域密着型サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により次のとおり告示します。

令和元年11月21日

金沢市長 山野之義

介護保険事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770101952	有限会社デイサービスたんぽぽ	金沢市木越町ヨ117番地1	有限会社デイサービスたんぽぽ	令和元年5月31日	地域密着型通所介護
1770104808	デイサービス さざなみ	金沢市西念1丁目4番11号三翠ビル1階	株式会社さざなみ	令和元年5月31日	地域密着型通所介護
1790100828	デイサービスみらい・太陽丘	金沢市太陽が丘3丁目1番1号	社会福祉法人中央福祉会	令和元年9月30日	地域密着型通所介護

●金沢市告示第195号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条第2号の規定により次のとおり告示します。

令和元年11月21日

金沢市長 山野之義

介護保険事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770104808	居宅介護支援事業所さざなみ	金沢市西念1丁目4番11号三翠ビル1階	株式会社さざなみ	令和元年5月31日	居宅介護支援
1760190833	介護相談センターよつ葉金沢	金沢市問屋町1丁目108番地	株式会社メディカルケア	令和元年9月30日	居宅介護支援
1770105094	悠悠泉本町ケアプラスセンター	金沢市泉本町4丁目20番地	医療法人社団輪生会	令和元年9月30日	居宅介護支援
1710119791	公益社団法人石川勤労者医療協会上荒屋クリニック介護相談センター	金沢市上荒屋1丁目79番地	公益社団法人石川勤労者医療協会	令和元年9月30日	居宅介護支援

●金沢市告示第196号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により介護医療院として次のとおり開設を許可したので、同法第114条の7第1号の規定により告示します。

令和元年11月21日

金沢市長 山野之義

介護保険事業所番号	事業所		事業者の名称	許可年月日	施設の種類
	名称	所在地			
17B0100039	小池病院介護医療院	金沢市大手町8番20号	医療法人社団博仁会	令和元年10月1日	介護医療院

●金沢市告示第197号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により指定介護療養型医療施設から当該指定介護療養型医療施設の指定を辞退する旨の届出があったので、同法第115条第2号の規定により次のとおり告示します。

令和元年11月21日

金沢市長 山野之義

介護保険事業所番号	事業所		事業者の名称	辞退年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1710114016	小池病院	金沢市大手町8番20号	医療法人社団博仁会	令和元年9月30日	介護療養型医療施設

●金沢市告示第198号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示します。

令和元年11月21日

金沢市長 山野之義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象者	廃止年月日
1720100070	グループホームすみれ	金沢市石引1丁目1番1号	社会医療法人財団松原愛育会	金沢市石引4丁目3番5号	共同生活援助	精神障害者	令和元年10月31日
1710103076	就労支援センター「かがやき」	金沢市間明町1丁目344番地	特定非営利活動法人WAC輝き	金沢市東力1丁目153番地	就労移行支援	身体障害者(肢体不自由、内部障害に限る。) 知的障害者 精神障害者	令和元年10月31日

●金沢市告示第199号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関として次のとおり指定したので、同法第19条の19第1号の規定により告示します。

令和元年11月21日

金沢市長 山野之義

1 診療所

名 称	所 在 地	指定年月日
かがやき在宅診療所	金沢市窪6丁目257番地1	令和元年11月1日

2 薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
泉が丘あおぞら薬局	金沢市泉が丘2丁目13番39号	令和元年11月1日
八日市あおぞら薬局	金沢市八日市4丁目364番地	令和元年11月1日

●金沢市告示第200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和元年11月21日から同年12月5日まで一般の縦覧に供します。

令和元年11月21日

金沢市長 山野之義

道路の種類	路線名	区間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	尾張町2丁目線2号	袋町144番先から	旧	6.0	5.4
		尾張町2丁目566番先まで	新	13.0	5.4

公 告

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効しました。

令和元年11月21日

金沢市長 山野之義

石川 63-30 金沢

監査公表**●金沢市監査公表第5号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

令和元年11月21日

金沢市監査委員	林	充	男
金沢市監査委員	中	村	哲
金沢市監査委員	黒	沢	規
金沢市監査委員	山	本	由起子

第1 監査の概要**1 監査対象の団体名、所在地及び所管局課**

団体名	所在地	所管局課
株式会社 エイム	金沢市駅西本町2丁目3番27号	福祉局 障害福祉課
公益財団法人 金沢芸術創造財団	金沢市広坂1丁目9番15号	文化スポーツ局 文化施設課
公益社団法人 金沢ボランティア大学校	金沢市彦三町1丁目15番5号	市民局 市民協働推進課

2 監査を執行した監査委員

林充男、中村哲郎、黒沢和規、山本由起子

3 監査の範囲

平成30年度の出納その他の事務（ただし、必要と認められた令和元年度及び平成29年度以前の事務を含む。）

4 監査の期間

令和元年7月16日から同年11月11日まで

5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点の「財政援助団体等監査の着眼点」に基づき、公益上の必要性は十分か、公金が適正かつ効率的に運用されているかを主眼として、監査を実施した。

6 監査の実施内容

出納その他の事務の執行を対象として、あらかじめ必要と認められる監査資料の提出を求め、監査対象団体の責任者及び監査対象団体（施設）を所管する関係職員から事業等についての説明聴取を行うとともに、関係帳簿及び関係書類の照合、通査及び実査を行った。

主な監査帳票

株式会社 エイム	指定に関する根拠法令等、指定の手続き、管理に関する協定書等、事業報告書、収支会計経理に係る帳票、出納関係帳簿類、管理規程、経理規程等の諸規程
公益財団法人 金沢芸術創造財団	定款及び会計規則等諸規程、決算書等諸帳簿、預金通帳等証拠書類、支出負担行為伺書、事業計画書、予算書及び決算諸表、出納関係帳票、補助金交付申請書、実績報告書、収入伝票、支払伝票、振替伝票、領収書等証拠書類、指定に関する根拠法令等、指定の手続き、管理に関する協定書等
公益社団法人 金沢ボランティア大学校	定款及び会計規程等諸規程、決算書等諸帳簿、預金通帳等証拠書類、支出負担行為伺書、事業計画書、予算書及び決算諸表、出納関係帳票、補助金交付申請書、実績報告書、領収書等証拠書類

7 団体の概要

- (1) 株式会社 エイム
 - ア 本市との関係

(ア) 指定管理の状況（平成30年度）

指定管理委託料 16,340千円

施設名
※金沢市障害者高齢者体育館

※印は実査を行った施設である。

(2) 公益財団法人 金沢芸術創造財団

ア 設立及び目的

金沢市における芸術文化の創造に関する事業を積極的に企画実施し、市民の生涯にわたる芸術文化の土壤を醸成することにより、芸術文化の振興に寄与することを目的に平成5年11月に設立され、平成23年4月からは公益財団法人に移行している。

イ 本市との関係

(ア) 出資状況

基本財産40,000千円の全額（出資割合100%）

(イ) 補助金等の交付状況（平成30年度）

金沢芸術創造財団運営事業補助 97,081千円

(ウ) 指定管理の状況（平成30年度）

指定管理委託料 996,245千円

施設名
芸術文化ホール（3施設） 163,988千円
金沢歌劇座、金沢市文化ホール、金沢市アートホール
美術館施設（2施設） 478,269千円
金沢21世紀美術館、金沢能楽美術館
芸術文化施設（5施設） 353,988千円
金沢卯辰山工芸工房、金沢市民芸術村、金沢市牧山ガラス工房、金沢市おしがはら工房、金沢湯涌創作の森

(3) 公益社団法人 金沢ボランティア大学校

ア 設立及び目的

多様なボランティア活動に対応できる人材を養成し、ボランティア活動を通じて豊かで文化的な市民生活を築くとともに、活力ある地域社会づくりに寄与し、ボランティア活動を生涯学習の一環として自己の向上を図る人々を支援することを目的に平成6年7月に設立された。

イ 本市との関係

(ア) 出資状況

基本財産10,000千円の全額（出資割合100%）

(イ) 補助金等の交付状況（平成30年度）

金沢ボランティア大学校補助金 21,160千円

第2 監査の結果

1 株式会社 エイム

公の施設の管理に係る事務は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

2 公益財団法人 金沢芸術創造財団

出資団体の事業の運営、補助金等に係る収支の会計経理及び公の施設の管理に係る事務は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

3 公益社団法人 金沢ボランティア大学校

出資団体の事業の運営及び補助金等に係る収支の会計経理は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

農業委員会告示

●金沢市農業委員会告示第7号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により令和元年第11回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和元年11月21日

金沢市農業委員会
会長 井口栄市

1 日時

令和元年11月26日午後3時

2 場所

金沢市農業センター研修室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
- (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (5) 農用地利用集積計画の決定について
- (6) 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について
- (7) 金沢市農業委員会の農地利用最適化推進委員の推薦の求め及び募集に関する要綱の一部改正について
- (8) 金沢市農業委員会の農地利用最適化推進委員募集要項について

令和元年(2019年)11月21日 印刷 発行人
令和元年(2019年)11月21日 発行 発行所
定価 120円 印刷所 石川県金沢市玉鉢4丁目166番地

金沢市役所
金沢市役所
(株)共栄